期間	旧適用法人施行日前期間
取得月前組合員	受給権取得月前旧適用法人施行日前期間
	百二十月
	十年
号のいずれかに る場合にあつて 各号	第二号に該当する場合にあつては同号
者等	被保険者等又は組合員若しくは地方の組合の組合員
	十年

に、

附則第六条の二の十、第六条の二の十三、第六条の二の十四、第六条の三の五並びに第十二条

組合員期間	旧適用法人施行日前期間

を

附則第六十第一項	条の二の	組合員期間
		千分の五
	条の二の	組合員期間
		千分の四
	条の二の	組合員期間
		千分の五
附則第六十第二項	条の二の	組合員期間
		千分の四
	条の二の	組合員期間
		千分の五
附則第六十三第一	条の二の	組合員期間
		千分の四
	条の二の	組合員期間
		千分の五
附則第六十三第二	条の二の	組合員期間
		千分の四
	条の二の	組合員期間
		千分の五
附則第六十三第四条の二の三第十二条	条の二の	組合員期間
		千分の四
	条の二の	組合員期間
		千分の五

に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十五号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表改正前国共済法第七十八条の二第二項第一号及び第三項の項を削り、同表改正前国共済法第七十八条の二第一項の項の次に次のように加える。

改正前国共済法第七十八条の二第二項第一号	退職共済年金	旧職域加算退職給付
	五年を経過した日	十年を経過した日
改正前国共済法第七十八条の二第二項第二号	五年を経過した日	十年を経過した日
改正前国共済法第七十八条の二第三項	退職共済年金	旧職域加算退職給付

第八条第二項の表第十一条の七の三の二第一項の項中

おいて退職共済年金	おいて旧職域加

を

おいて退職共済年金	おいて旧職域加算退職給付
六十月	百二十月

に改め、同表第十一条の七の三の二第三項の項中

退職共済年金